

お知らせ

第50回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月27日(日)

投票時間 7:00 ~ 18:00

投票場所 市内41投票所

(投票所入場券記載の投票所をご確認ください)

投票方法 小選挙区… 1人の候補者氏名を記載

比例代表… 1つの政党の名称または略称を記載

国民審査… やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」印を記載



▲選挙詳細

大事な投票、忘れずに!



常陸大宮市で投票できる方

平成18年10月28日までに生まれた方で、令和6年7月14日以前から常陸大宮市に住民登録されていて、その後引き続き常陸大宮市に住所のある方

常陸大宮市に転入した方	常陸大宮市から転出した方
7月14日までに転入…常陸大宮市で投票可 7月15日以降転入…常陸大宮市では投票不可 ※詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。	すでに常陸大宮市の選挙人名簿に登録されている方で、7月15日以降に他の市区町村に転出した方は、常陸大宮市で投票できます。
代理投票 心身が不自由で字が書けない方などは代理投票ができます。代理投票を希望する方は、投票所受付で係員にお申し出ください。	

選挙公報

候補者の政見などを載せた選挙公報を、公示後、新聞折込でお届けします。また、市役所と各地域センター窓口に配置するとともに、市ホームページに掲載します。

上記の方法で選挙公報を見ることができない場合は、常陸大宮市選挙管理委員会までご連絡ください。

不在者投票

○都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどへ入院・入所されている方
⇒その病院や施設等で投票ができます。詳しくは病院長や施設長にお問い合わせください。

○選挙期間中に、長期出張などで常陸大宮市以外の市区町村に滞在している方
⇒滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票ができます(常陸大宮市に投票用紙を請求→滞在先の市町村で投票)。不在者投票できる日時は、滞在先の市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

○郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方で、障がい等の種別、障がい等の程度が条件を満たしている方(詳しくは市ホームページの選挙詳細をご覧ください)

※郵便等による不在者投票を希望する場合は、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

郵便等による不在者投票を希望する場合は、**10月23日(水)**までに市選挙管理委員会に請求してください。投票用紙等の郵送に時間を要するため、早めの手続きをお願いします。